

昭和 43 年 12 月

昭和 44 年度の税制改正  
に関する答申

税 制 調 査 会



## 目 次

### まえがき

### 昭和44年度の税制改正に関する答申

一 国 稅	1
1 所得税の減税	1
2 租税特別措置等の整備合理化	3
3 土地税制の改善	4
4 たばこ消費税制度の創設	8
5 納税者の権利救済制度の改善	9
6 そ の 他	10
二 地 方 稅	11
1 住 民 稅	11
2 事 業 稅	11
3 土 地 税 制	11
4 地方たばこ消費税	12
5 地方道路譲与税の譲与基準の合理化	12
6 そ の 他	12
三 税制改正による増減収額試算	13
参 考 資 料	
1 改正案による所得税の課税最低限	15
2 改正案による所得税負担軽減状況	16



## まえがき

税制調査会は、昭和43年9月5日付で新しい委員の任命を行なつて再発足し、同月20日の第1回総会で、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応して税制上とるべき方策」について諮問を受けた。その後、現在までに7回の総会を開き、審議を続けている。

その審議の一環として、税制調査会は、昭和44年度の税制改正の問題をとり上げ、11月15日の第5回総会で臨時小委員会を設け、以後、同小委員会及び総会において検討を行なつた。その結果は、12月27日の第7回総会において「昭和44年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。



## 昭和 44 年度の税制改正に関する答申

昭和 43 年 12 月 27 日

内閣総理大臣 佐 藤 榮 作 殿

税制調査会会長 東 畑 精 一

昭和 44 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。



## 税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は次のとおりである。

委員	稻川	宮雄	井深	大
○江	上	フジ	大木	吾郎
小倉	武一		小澤	正治
○木下	和夫		○黒川	洸治
○河野	一之		兒玉	忠康
○小林	與三	次	重枝	巳琢
	瀬川	美能留	高橋	進太郎
○高橋	長太郎		○館	龍一郎
○東畑	精一		○友末	洋治
	長谷川	重三郎	長谷川	周重
○原	純夫		○福良	俊之
	藤野	忠次郎	堀越	禎三
	前田	幸蔵	松尾	金蔵
○松岡	義彦		森茂	喜進
森	昌也		○山本	

なお、八幡八郎は途中辞任し、森茂喜がこれに代わり委員に委嘱された。

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)



当調査会は、本年7月、「長期税制のあり方についての答申」、「税制簡素化についての第三次答申」及び「土地税制のあり方についての答申」を提出したが、本年9月、内閣総理大臣から改めて「社会経済の進展に即応して税制上とるべき方策」について諮問を受け、以後今日まで、これらの答申の内容をいかに具体化すべきか、また、これに修正又は補足すべき点があるかどうかを中心として審議を続けてきた。その結果、当調査会は、これらの答申で具体的な方向の示されているものについては、当面の財政事情や経済情勢を勘案しつつ、昭和44年度の税制改正においてできる限りその実現を図つていくことが適当であるとの結論をえた。

当調査会は、このような考え方に基づき、昭和44年度の税制改正に当たつて、当面の経済・社会情勢に即応するよう、次のとおり、国税については、所得税の減税、租税特別措置等の整備合理化、たばこ消費税制度の創設、納税者の権利救済制度の改善等の措置、地方税については、住民税の軽減等地方税負担の軽減合理化の措置を講ずるとともに、国税及び地方税を通じ、土地税制の改善を図るべきであると考える。

## 一 国 稅

### 1 所得税の減税

わが国の所得税は、現行所得税制に内在する累進構造と高い経済成長とによってその負担が一般に予想される以上に急速に累増する傾向を有している。特に、給与所得控除の適用範囲及び税率については、昭和32年度の改正後基本的な見直しが行なわれていないため、最近までの所得水準の急激な上昇や所得階層分布の大幅な変化に即応していない点があると認められる。これらの点を考慮すれば、「長期税制のあり方についての答申」において望ましい姿として具体的に内容の示されている所得税の改正は、財政事情の許す限り、昭和45年度までの2年間に完全に実施に移すよう努力すべきであると考える。

このような考え方に基づき、さしあたり昭和44年度においては、次のとおり、課税最低限の引上げとあわせて、給与所得控除及び税率について所要の改善措置を講ずることとする。

#### (1) 所得控除の引上げ

中小所得者の所得税負担の緩和を図るため、夫婦子3人の給与所得者の課税最低限を10万円程度引き上げることを目途として、所得控除を次のとおり引き上げる。

項 目	現 行	改 正 案
基 礎 控 除	16万円	17万円
配 偶 者 控 除	16万円	17万円
扶 養 控 除	8万円	10万円

## (2) 給与所得控除の適用範囲の拡大

中堅給与所得者層における所得税負担の累増を緩和するため、給与所得控除の定率控除の適用範囲を次のように改める。

	現 行 (定額控除後)	改 正 案 (定額控除後)
20 % 適用	80万円まで	80万円まで
15 % 適用	—	100万円まで
10 % 適用	100万円まで	—
5 % 適用	—	200万円まで
2.5 % 適用	—	300万円まで

## (3) 税率の緩和

課税最低限の引上げ及び給与所得控除の適用範囲の拡大と関連し、主として中堅以下の所得者層の負担軽減を図るため、税率を次のように改める。

	現 行	改 正 案
10万円以下の金額	9.5%	30万円以下の金額 10 %
30	3	60 3
60	3	100 3
100	3	150 3
150	3	200 3
220	3	250 3
300	3	300 3
400	3	400 3
600	3	500 3
1,000	3	700 3
2,000	3	1,000 3
3,000	3	2,000 3
4,500	3	3,000 3
6,000	3	4,500 3
6,000万円超の金額	75 3	6,500万円超の金額 75 3

## (4) その他の控除

① 障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ9万円（現行8万円）に引き上げるとともに、特別障害者控除を13万円（現行12万円）に引き上げる。

② 配偶者のいない世帯の1人目の扶養親族に係る扶養控除を11万円(現行10万円)に引き上げる。

(注) 上記(1)から(4)までの改正は、昭和44年4月1日から実施するものとする。

## 2 租税特別措置等の整備合理化

企業課税の基本的あり方については、そのわが国経済に及ぼす影響が広汎かつ重大であるので、企業税制を安定的な基盤におくことを目標として、その基本的仕組みの変更による影響や効果を勘案しつつなお慎重に検討を続けている段階である。

昭和44年度においては、既存の租税特別措置の政策目的の合理性や政策手段としての有効性の判定を厳格に行ない、その既得権化や慢性化を排除するよう努力とともに、当面の経済情勢に即して要請されている税制上の誘導措置については、真に緊急に必要とされるものについて重点的に措置することが適当である。この場合、現行の法人税負担が国際的水準と比べても個人所得税の負担水準からみても相対的に決して高い水準にあるとはいえないことを考慮すれば、全体としての企業負担を引き下げる事となるような結果を避けるべきである。以上の観点から、租税特別措置等について所要の拡充及び創設を行なうとしても、これによる減収は既存の措置の改善合理化によつて生ずる増収の範囲内に止めることが基本方針とすべきである。

以上の基本的考え方に基づき、当面の経済情勢等にかんがみて、次のとおり、交際費課税の強化、住宅対策、公害対策、原子力発電の推進、中小企業対策等を中心として所要の措置を講ずることとする。

### (1) 交際費課税の強化

法人が支出する交際費について、その一部を損金不算入として課税を行なう制度はなお存続して2年間延長するとともに、あわせてその課税の強化を図り、損金不算入割合を60パーセント(現行50パーセント)とする。

### (2) 住 宅 対 策

土地対策としての土地税制の改善を図るほか、住宅貯蓄控除についてその適用要件を緩和するとともに、新築貸家住宅の割増償却制度及び新築住宅に関する登録免許税の軽減について、その適用範囲を拡充・合理化して適用期限を2年間延長する。

### (3) 公 害 対 策

汚水処理施設、ばい煙処理施設及び騒音防止施設について初年度3分の1特別償却を認めるとともに、重油脱硫施設、廃油処理施設及び工業用水道への転換施設の特別償却制度の期限を2年間延長する。

#### (4) 原子力発電の推進

原子力発電工事償却準備金(仮称)を創設するとともに、動力炉開発のための出捐金を損金に算入する制度を設ける。

#### (5) 中小企業対策

「中小企業の近代化及び構造改善の促進に関する法律」(仮称)に基づき、中小企業構造改善計画を作成実施することとなる中小企業について新たに5年間2分の1割増償却制度等の課税の特例を設けるほか、中小企業近代化促進法に基づき承認を受けた現物出資及び合併についての課税の特例制度並びに事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の期限を2年間延長する。なお、小売商連鎖事業の割増償却制度については、その利用状況等からみて政策手段としての効果が乏しいものと認められるので、期限到来をまつて廃止する。

#### (6) 輸出振興

輸出割増償却、技術等海外所得の特別控除、海外投資損失準備金及び海外市場開拓準備金制度の期限を2年間延長するほか、中小商社の海外市場開拓準備金の積立率を若干引き上げる。なお、中小企業海外市場開拓準備金については、その利用状況等からみて政策手段としての効果が乏しいものと認められるので、期限到来をまつて廃止する。

#### (7) その他

- ① 合理化のための初年度10分の1特別償却の対象資産に外航船舶を加えるほか、外貨を対価とする輸入運賃を輸出割増償却等の対象となる海外運賃から除外する。(ただし、負担の激変緩和のため所要の経過措置を講ずる。)
- ② 減価償却資産の耐用年数について、最近の実勢に即しないと認められる一部の機械等につき、所要の調整合理化を図る。
- ③ 計画造林準備金、森林計画特別控除等山林に関する課税の特例措置、証券取引責任準備金、商品取引責任準備金、鉱業用坑道等の特別償却制度等の諸制度につき、その期限を2年間延長する。

### 3 土地税制の改善

本年7月の「土地税制のあり方についての答申」で述べたように、土地政策全般において土地税制の果たしうる役割は補完的、誘導的なものに止まると認められ、土地利用のための制度の確立をまたずして、税制上の施策によつて土地問題の解決を図ることにはおのずから限界があると考えざるをえない。しかし、現下の土地問題の深刻さにかえりみ、土地税制の改善をいたずらに遷延することもまた許されない状況にあるので、この際、土地問題の解決の一助に資することを目途として、同答申が当面実施

すべきであるとしている事項を全面的に具体化し、実施に移すことが適當である。この場合、同答申が当面実施すべきであるとしている事項のうちには、税負担を軽減するものと、逆に税負担を増加するものとが併存しているが、同答申も指摘しているとおり、土地問題の解決に資する見地からは、これらの措置を一体として実施することが是非必要である。

以上の基本的考え方に基づき、昭和44年度においては、土地税制について、次のとおり、所要の改善措置を講ずることとする。

#### (1) 土地等の長期譲渡所得に係る課税方式の変更

今後における土地供給の大宗をなすものは個人が長期にわたり保有している土地であると認められるので、以下のとおり、その譲渡益に係る所得税の負担の軽減、明確化を通じて、これらの土地の供給の促進を図ることとする。

- ① 保有期間が5年をこえる個人の長期保有土地(土地の上に存する権利を含む)、建物等の譲渡益について、分離比例課税を時限的に導入する。適用期限及び比例税率は、次のとおりとする。

売却の時期	所得税の比例税率
昭和45、46年中	10%
昭和47、48年中	15%
昭和49、50年中	20%

- ② 昭和28年1月1日前から保有している①に掲げる資産の取得費は、当該資産の譲渡による収入金額の5パーセント相当額と実際の取得費のうち、いずれか高い方による。
- ③ 土地等の譲渡益について、次の特別控除を設ける。

(イ) 収用対象事業のために土地等を譲渡した場合	1,200万円
(ロ) 現に自己の居住の用に供している土地、家屋を譲渡した場合	1,000万円
(ハ) 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合及び収用権をもたない事業で収用対象事業に準ずる事業のために土地等を譲渡した場合	300万円
(ニ) その他一般の場合	100万円

なお、これらの特別控除は、同一人については年間1,200万円を限度とし、かつ、上記(イ)から(ニ)までの各場合ごとに、年間を通ずる譲渡益を通算して適用する。

また、当該土地等の譲渡について収用等の場合の買換特例又は(4)による整理合理化後の事業用資産の買換特例により課税の繰延べを受けることを選択した場合

には、これらの特別控除は適用しない。

上記(ロ)の場合について特別控除の適用を受けたときは、その適用のあつた年の翌年及び翌々年について当該特別控除は適用しない。

- ④ 他の所得との損益通算等については、山林所得の例に準じこれを認める。

当該土地等を譲渡した者が他の者の扶養親族となるかどうかについては、当該土地等を譲渡した者の譲渡益の金額を他の所得に加算して判定する。

(2) 土地等の短期譲渡所得に係る課税方式の変更

投機的な土地取得の抑制を図るために、以下のとおり、個人の短期保有土地及び個人が昭和43年7月以降に取得した土地の譲渡益に係る所得税を現行よりも重課する。

① 保有期間が5年以下の個人の短期保有土地(土地の上に存する権利を含む)、建物等又は個人が昭和43年7月以降に取得したこれらの資産の譲渡益については、他の所得と分離し、次の(イ)又は(ロ)により計算した税額のうち、いずれか高い方の金額により所得税を課する。

(イ) 譲渡益の40パーセント相当額

(ロ) 当該譲渡益を他の所得に加算して、通常の所得税法によつて課税を行なうこととした場合に算出される当該譲渡益に係る税額の110パーセント相当額

② 短期保有土地等の譲渡益についても上記(1)の③の(イ)から(ロ)までの特別控除を適用する。

上記(1)の③の(ロ)の特別控除は、分離比例課税の導入に当たり、長期保有土地の供給促進の見地からその譲渡益の税負担が現行負担より直ちに重くなることのないよう設けるものであるので、短期保有土地等の譲渡益については適用しない。

上記(1)の③の(イ)から(ロ)までの特別控除は、同一人の同一年分の所得税については、まず、短期保有土地等に係る譲渡益について適用する。

③ 他の所得との損益通算及び扶養控除の適用の判定等については、上記(1)の④に準ずる。

(注) たな卸資産である土地等の譲渡に係る所得については、保有期間の長短を問わず現行どおり事業所得として課税するとともに、機械及び装置等の譲渡益についても、現行の課税方式を存続する。

(3) 居住用財産取得のための買換制度の廃止

現在、個人について認められている居住用財産取得のための買換制度は、土地等を譲渡した者相互間の権衡、実務上の困難等種々の難点が指摘されているので、個人の長期保有土地に係る譲渡益に対する課税の軽減合理化及び現に自己の居住の用

に供している土地、家屋を譲渡した場合の1,000万円特別控除の創設（上記①の③の(ロ)）に伴い、昭和44年12月31日限りで廃止する。

#### ④ 事業用資産の買換制度の整理合理化

現行の事業用資産の買換制度は、租税特別措置としての政策目的が必ずしも明らかでないばかりでなく、土地の不急需要を呼んでいる場合が目立つとともに、過密地域内での買換えや過密地域外から同地域内への買換えが少くない等、土地政策全般に反する結果を生じている。そのうえ、事業拡張の場合の拡張資金について、土地等を売却した場合についてのみ優遇を与える結果になつていてこと等、種々の問題があると指摘されている。

これらの問題を解決するため、次により、事業用資産の買換制度の合理化を図ることとする。

- ① 現行制度は期限の到来をまつて廃止し、その後は土地政策又は国土政策に合致すると認められる次のような買換えに限つて、特例を設けることとする。
  - (イ) 農林業用資産については、都市計画法による市街化区域内にあるものを譲渡し、同区域外で農林業用資産を取得する場合
  - (ロ) 農林業用資産以外の資産については、たとえば、次に掲げる地域内にあるものを譲渡し、これらの地域外で農林業用資産以外の資産を取得する場合
    - 首都圏の既成市街地
    - 近畿圏の既成都市区域
    - 公害規制地域（譲渡資産は、公害の規制が必要な施設の存する工場、鉱山等の事業用資産に限る。）
  - (ハ) たとえば、次に掲げる地域外にある事業用資産を譲渡し、これらの地域内で事業用資産を取得する場合
    - 首都圏等の近郊整備地帯における計画工業団地
    - 流通業務団地
    - 首都圏等の都市開発区域、新産業都市、工業整備特別地域、低開発地域工業開発地区、産炭地域その他の地域について、都道府県が条例をもつて定めた特定の地区（政令等で定める基準に従い主務大臣が承認したものに限る。）
  - (ニ) 首都圏の既成市街地等の内部における買換えのうち、特別の法律によるもので土地政策上も有効と認められるもの、又は同一敷地上の権利の変換で建物の高層化等土地の高度利用に伴うもの
- ② 上記①の譲渡資産及び取得資産は、それぞれ次に掲げるものとする。

(イ) 謾 渡 資 産

土地、建物、同附属設備及び構築物

(ロ) 取 得 資 産

土地、建物、同附属設備、構築物並びに当該土地等において利用される機械及び装置

③ 上記①の取得土地の面積が譲渡土地の面積に一定の倍数を乗じた面積をこえる場合には、そのこえる部分について買換特例を適用しないこととする。

④ 具体的な買換えが上記①の要件に適合するかどうかについては、必要に応じ関係官庁の証明を求ることとする。

(5) 収用等の場合の特例的軽減措置の整備合理化

① 収用等の強制的な売却と一般の任意売却との間に、譲渡所得の課税上何らかの差異を認めることは必要であるが、土地売買の実情等にかえりみ、現行の差異はある程度縮小することが必要であると考えられるので、収用等を受けた場合については、上記(1)の③の(イ)の1,200万円特別控除を行なうこととするが、その残額には長期・短期等の区分に応じそれぞれ一般の税率を適用する。

(注) 1,200万円特別控除との選択で現行の収用等の場合の買換特例の適用を認める。

② 区画整理事業等によつて換地を受けた場合には、課税上は土地の譲渡・取得がなかつたものとするとともに、清算金を取得した場合には、その清算金について上記①の1,200万円特別控除又は収用等の場合の買換特例の選択適用を認める。

(6) 経 過 規 定

個人の昭和44年中の譲渡に対する課税については、上記(1)から(5)までの新しい制度による課税を納税者が選択できるよう所要の経過措置を講ずることとする。

#### 4 たばこ消費税制度の創設

たばこに課される国、地方の消費税相当分の負担区分を明確にするとともに、財政収入の安定的確保、専売公社の企業責任の明確化と能率の向上等を図ることを目途として、たばこ専売制度を維持しつつ、現行のたばこ専売納付金制度をたばこ消費税制度に切り替えることが適当である。この場合、専売制度のもとにおける消費税制度という事情を考慮しつつ、専売公社の運営上の諸要請及び予想される財政収入を勘案して、制度の移行が円滑に行なわれるよう配慮を加えることが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、次の要領により、たばこ消費税制度を創設することとする。

### (1) 納税義務者

日本専売公社は、その売り渡す製造たばこにつき、たばこ消費税を納める義務を有する。

### (2) 税負担水準及び税率

たばこに対する総体としての消費税相当分は、最近の国、地方に対する税負担相当分を一応の目途とするとともに、個々のたばこに対する課税は、たばこの小売定価を基準とし、担税力に照應して、高価格品には相対的に重い負担を、低価格品には相対的に軽い負担を課すような価格群別の従量税率を基礎とした税率による。

### (3) 申告納付

日本専売公社は、その売り渡したたばこに係るたばこ消費税額を、一定期日までに申告、納付する。

### (4) その他の

たばこ消費税制度の創設に伴い、現行の専売納付金制度を規定している日本専売公社法等に所要の改正を加える。

## 5 納税者の権利救済制度の改善

納税者の権利救済制度については、「税制簡素化についての第三次答申」の趣旨にそい、次により、国税不服審判所の設置、不服申立て及び審理手続の改善・整備、更正の請求期間の延長等の改善措置を講ずることとする。

### (1) 国税不服審判所の設置

- ① 国税に関する審査請求の審理・裁決機構として、国税庁に国税不服審判所を設ける。
- ② 国税不服審判所には、国税審判官、国税副審判官その他の職員を置くこととするが、事案の能率的な処理に資するため、所要の地に国税審判官を常駐させる。

### (2) 異議申立て

- ① 異議申立ての期間を2月間(現行1月間)に延長する。
- ② 異議申立ての手続を、簡素化する。
- ③ 異議申立後3月を経過しても決定がない場合には、異議決定を経ないで審査請求を行なうことができるものとする。
- ④ 処分の理由が通知されていない更正決定については、異議決定の段階で、又は異議申立てから3月経過した段階で、処分の理由を明らかにすることとする。

### (3) 審査請求

- ① 始審的審査請求の期間を2月間(現行1月間)に延長する。

- ② 審査請求書に記載する請求の趣旨にあつては、処分の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするものとし、請求の理由にあつては、通知された処分の理由に対する請求人の主張を明らかにするものとする。
- ③ 審査請求事案の審理は、国税審判官が行ない、国税不服審判所長が国税審判官の議決に基づいて裁決することとする。
- ④ 国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決できることとする。  
なお、この場合又は法令解釈の重要な先例となる裁決をする場合には、国税不服審判所長は、その意見を附して、あらかじめ国税庁長官の指示を受けるものとし、国税庁長官は、指示をする場合には、国税審査会の意見を聞かなければならぬこととする。
- ⑤ 国税審査会は、国税庁長官が任命する学識経験者からなる諮問機関とし、国税庁の附属機関として設置する。
- ⑥ その他国税不服審判所の設置に伴い、国税審判官の調査権に関する規定を設ける等審理の手続について所要の整備を行なう。

#### (4) 更正の請求等

- ① 更正の請求期間を1年間(現行 所得税、法人税の場合2月間、その他1月間)に延長し、やむをえない後発的な理由による更正の請求については、さらにその特例を設ける。
- ② ①にも関連し、還付加算金の計算期間の始期について所要の改正を行なう。

#### (5) 延滞税の軽減

差押え又は担保の提供により徴収の確保が図られた場合には、延滞税率を日歩2銭(現行4銭)に軽減する等の措置を講ずる。

### 6 そ の 他

#### (1)(1) 通行税の改正

国有鉄道運賃法を改正して、運賃の等級別格差を廃止する措置が実現する場合には、現行通行税法についても所要の調整を加えることとする。

#### (2) 租税条約特例法の一本化

現在、諸外国との二重課税の防止のための条約を実施するため、条約ごとに所得税法等の特例を規定する法律が制定されているが、この際、この種特例法を一本化して、各条約について一般的にその適用関係を規定する法律を制定し、法令の簡素化を図ることとする。

#### (2) その他所要の税制の整備を図る。

## 二 地 方 税

### 1 住 民 税

#### (1) 基礎控除等の引上げ

住民税の負担の軽減を図るため、課税最低限の引上げを行なうものとし、昭和43年度所得税改正に伴う給与所得控除の引上げによる負担の軽減のほか、所得控除を次のとおり引き上げる。

項 目	現 行	改 正 案
基 礎 控 除	11万円	12万円
配 偶 者 控 除	9万円	10万円
扶 養 控 除	5万円	6万円

#### (2) 専従者控除の引上げ

青色申告者の専従者給与について、いわゆる完全給与制をとるとともに、白色申告者について専従者控除の控除限度額を15万円(現行11万円)に引き上げる。

### 2 事 業 税

青色申告者の専従者給与について、いわゆる完全給与制をとるとともに、白色申告者については、専従者控除の控除限度額を15万円(現行11万円)に引き上げる。

### 3 土 地 税 制

「土地税制のあり方についての答申」の趣旨を実現する見地から、地方税について、次の措置を講ずることとする。

(1) 保有期間が5年をこえる個人の長期保有土地(土地の上に存する権利を含む)、建物等の譲渡益に係る住民税について、分離比例課税を時限的に導入する。適用期限及び比例税率は次のとおりとする。

売却の時期	道府県民税	市町村民税
昭和45、46年中	1.3%	2.7%
昭和47、48年中	1.6%	3.4%
昭和49、50年中	2.0%	4.0%

(2) 保有期間が5年以下の個人の短期保有土地(土地の上に存する権利を含む)、建物等又は個人が昭和43年7月以降に取得したこれらの資産の譲渡益に係る住民税については、他の所得と分離し、次の①又は②により計算した税額のうち、いかか高い方の金額により住民税を課する。

① 道府県民税にあつては譲渡益の4パーセント相当額、市町村民税にあつては譲渡益の8パーセント相当額

② 当該譲渡益を他の所得に加算して、通常の課税を行なうこととした場合に算出

される当該譲渡益に係る道府県民税額又は市町村民税額の 110 パーセント相当額なお、上記の改正に関連して、住民税の賦課制限額については、当該譲渡益に係る課税所得金額の 88 パーセントとその他の所得に係る課税所得金額の 80 パーセントとの合計額によるものとする。

(3) 昭和 44 年中の譲渡に対する住民税の課税については、所得税の経過措置に準ずる。

(4) 保有課税の適正化を図るため、昭和 45 年度において、固定資産税の評価について適正な評価替えを行なう。なお、利用されていない宅地に対する課税の適正化等の方策について検討することが望ましい。

#### 4 地方たばこ消費税

国のたばこ専売納付金制度が、価格群別従量税によるたばこ消費税制度に切り替えられることに伴い、地方たばこ消費税についても、国と同様に価格群別従量税を基礎とした税率を定める。

#### 5 地方道路譲与税の譲与基準の合理化

現在、地方道路譲与税は、都道府県及び指定市に対し、その管理する国道及び都道府県道の延長及び面積にあん分して譲与することとされているが、道路整備の緊急度、特に大都市における道路交通の実態を反映するよう、その譲与基準を合理化する。

#### 6 そ の 他

(1) 期限の到来する特別措置については、これら特別措置の政策目的の合理性や政策手段としての有効性について検討を行ない、その整備合理化を図る。

(2) 納税者の権利救済制度については、国税に準じ、不服申立ての手続及び更正の期間等について所要の改善措置を講ずる。

(3) 大都市及びその近郊の市町村においては、宅地開発に伴い必要となる公共施設等の整備に要する費用に充てるため分担金等を課している事例が増加しつつある状況にかんがみ、負担の明確化を図るための措置について今後検討することが望ましい。

(4) 上記のほか、地方税制について、所要の整備合理化を図る。

### 三 税制改正による増減収額試算

(単位 億円)

改 正 事 項	国 税		地 方 税		国税、地方税計	
	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度
<b>(国 税)</b>						
1 所 得 税 減 税						
(1) 基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除等の引上げ	1,420	1,200	—	—	1,420	1,200
(2) 税 率 の 緩 和	405	300	—	—	405	300
小 計	1,825	1,500	—	—	1,825	1,500
2 租税特別措置の拡充等						
(1) 住 宅 対 策 の 拡 充	14	6	4	1	18	7
(2) 公 審 対 策 の 拡 大	8	2	4	1	12	3
(3) 原 子 力 発 電 の 推 進	32	13	6	2	38	15
(4) 中 小 企 業 対 策 の 拡 充	21	6	8	1	29	7
(5) 海 運 対 策 の 拡 充	7	3	3	1	10	4
(6) 耐 用 年 数 の 短 縮 等	19	5	9	2	28	7
小 計	101	35	34	8	135	43
3 既存の租税特別措置の整理合理化						
(1) 交 際 費 課 税 制 度 の 改 正	+ 110	+ 33	+ 54	+ 16	+ 164	+ 49
(2) そ の 他	+ 6	+ 2	+ 2	+ 0	+ 8	+ 2
小 計	+ 116	+ 35	+ 56	+ 16	+ 172	+ 51
国税の改正による増減収額合計	1,810	1,500	+ 22	+ 8	1,788	1,492
<b>(地 方 税)</b>						
1 個 人 住 民 税 減 税						
(1) 基礎控除、配偶者控除、扶養控除の引上げ	—	—	322	306	322	306
(2) 事業専従者控除の引上げ	—	—	97	92	97	92
小 計	—	—	419	398	419	398
2 個 人 事 業 税 減 税						
事業専従者控除の引上げ	—	—	69	65	69	65
地方税の改正による増減収額合計	—	—	488	463	488	463
総 計	1,810	1,500	466	455	2,276	1,955
以上のはか、昭和43年度改正のうち昭和44年度から適用するもの 住民税の給与所得控除の引上げ	—	—	308	308	308	308
再 計	1,810	1,500	774	763	2,584	2,263

(備考)

- 上記の計数は精査の結果、今後若干の異動を生ずることがある。
- 地方税については、昭和44年度の所得税の給与所得控除の引上げに伴い、昭和45年度において住民税で上記のはか約130億円の減収が見込まれる。



# 參 考 資 料



## 1 改正案による所得税の課税最低限

扶養親族の構成分	扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人
	区	配偶者	配偶者扶養親族1人	配偶者扶養親族2人	配偶者扶養親族3人	
現 行		315,623	524,177	629,013	729,071	833,225
改 正 案	昭和44年分	325,486	543,834	668,326	787,657	910,518
	平 年 分	328,774	550,386	681,431	807,186	935,098

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 昭和44年分は、諸控除の引上げ額を平年分の4分の3として計算した。

3 従来と同様に給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算した。

2 改正案による所得税負担軽減状況

区 分		給与の収入金額	50万円	100万円	150万円
独 身 者		現 行	(2.71) 13,560	(6.52) 65,215	(10.74) 161,137
		改 正 案	昭和44年分 (2.62) 13,110	(6.19) 61,977	(9.69) 145,484
			平 年 分 (2.61) 13,060	(6.12) 61,234	(9.43) 141,579
		輕 減 額	昭和44年分 450	3,238	15,653
			平 年 分 500	3,981	19,558
		輕割 減合 (%)	昭和44年分 3.3	5.0	9.7
			平 年 分 3.7	6.1	12.1
夫 婦 者	配 偶 者	現 行	— (4.12)	41,215	(8.52) 127,810
		改 正 案	昭和44年分 — (3.81)	38,192	(7.63) 114,496
			平 年 分 — (3.74)	37,434	(7.39) 110,979
		輕 減 額	昭和44年分 —	3,023	13,314
			平 年 分 —	3,781	16,831
		輕割 減合 (%)	昭和44年分 —	7.3	10.4
			平 年 分 —	9.2	13.2
夫 婦 子 二 人	配 偶 者 扶 養 親 2 族 人	現 行	— (2.13)	21,310	(6.38) 95,810
		改 正 案	昭和44年分 — (1.67)	16,710	(5.28) 79,346
			平 年 分 — (1.53)	15,310	(4.99) 74,979
		輕 減 額	昭和44年分 —	4,600	16,464
			平 年 分 —	6,000	20,831
		輕割 減合 (%)	昭和44年分 —	21.6	17.2
			平 年 分 —	28.2	21.7
夫 婦 子 三 人	配 偶 者 扶 養 親 3 族 人	現 行	— (1.33)	13,310	(5.32) 79,810
		改 正 案	昭和44年分 — (0.72)	7,261	(4.28) 64,242
			平 年 分 — (0.53)	5,310	(4.02) 60,317
		輕 減 額	昭和44年分 —	6,049	15,568
			平 年 分 —	8,000	19,493
		輕割 減合 (%)	昭和44年分 —	45.4	19.5
			平 年 分 —	60.1	24.4

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 昭和44年分は、諸控除の引上げ及び税率の緩和の幅を平年分の4分の3として計算した。

3 従来と同様に給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算

4 ( )内は、収入金額100円当たりの税額である。

200 万 円	300 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
(14.20) 284,120	(20.14) 604,370	(27.95) 1,397,650	(33.35) 2,334,500	(38.34) 3,834,500
(12.58) 251,705	(17.81) 534,366	(25.77) 1,288,750	(31.45) 2,202,115	(36.85) 3,685,750
(12.15) 243,088	(17.15) 514,710	(25.14) 1,257,040	(30.91) 2,164,100	(36.41) 3,641,500
32,415	70,004	108,900	132,385	148,750
41,032	89,660	140,610	170,400	193,000
11.4	11.6	7.8	5.7	3.9
14.4	14.8	10.1	7.3	5.0
(12.16) 243,350	(18.27) 548,370	(26.51) 1,325,650	(32.20) 2,254,500	(37.54) 3,754,500
(10.68) 213,682	(16.07) 482,106	(24.34) 1,217,228	(30.33) 2,123,390	(36.02) 3,602,000
(10.28) 205,688	(15.45) 463,710	(23.71) 1,185,640	(29.79) 2,085,900	(35.56) 3,556,500
29,668	66,264	108,422	131,110	152,500
37,662	84,660	140,010	168,600	198,000
12.2	12.1	8.2	5.8	4.1
15.5	15.4	10.6	7.5	5.3
(10.16) 203,350	(16.41) 492,370	(25.07) 1,253,650	(31.06) 2,174,500	(36.74) 3,674,500
(8.52) 170,552	(14.13) 424,060	(22.72) 1,136,098	(29.05) 2,034,090	(35.07) 3,507,000
(8.08) 161,688	(13.45) 403,710	(22.03) 1,101,640	(28.48) 1,993,900	(34.56) 3,456,500
32,798	68,310	117,552	140,410	167,500
41,662	88,660	152,010	180,600	218,000
16.1	13.9	9.4	6.5	4.6
20.5	18.0	12.1	8.3	5.9
(9.16) 188,350	(15.59) 467,960	(24.35) 1,217,650	(30.49) 2,134,500	(36.34) 3,634,500
(7.44) 148,987	(13.18) 395,560	(21.92) 1,096,415	(28.42) 1,989,440	(34.59) 3,459,500
(7.02) 140,472	(12.50) 375,082	(21.23) 1,061,960	(27.82) 1,947,900	(34.06) 3,406,500
34,363	72,400	121,235	145,060	175,000
42,878	92,878	155,690	186,600	228,000
18.7	15.5	10.0	6.8	4.8
23.4	19.8	12.8	8.7	6.3

した。

(大藏省印刷局製造)